

入管庁警第263号

令和3年12月28日

入 国 者 収 容 所 長 殿
地方出入国在留管理局長 殿
地方出入国在留管理局支局長 殿

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖 子

(公印省略)

体調不良者等に係る仮放免運用指針の策定について (通達)

先般公表した名古屋出入国在留管理局における被収容者死亡事案に係る調査報告書において、仮放免を許可せずに収容を継続した判断の適否について検討がなされ、その結果、被収容者の健康状態を踏まえた仮放免判断の適正化に係る改善策の一つとして、容態観察を必要とする体調不良者等について、健康状態を的確に把握した上で、柔軟に仮放免を可能とする新たな運用指針を策定するとともに、その収容継続の要否を、地方官署だけでなく、本庁においてもチェックする仕組みを設けることとされました。

収容施設は被収容者の生命を預かっており、被収容者に対しては、その病状により適時適切な医療上の措置を講じなければなりません。被収容者の健康状態の推移、仮放免後の生活の見通しなどの諸事情を踏まえ、適切な身元保証人の下で仮放免を許可することも必要となります。

そこで、当該調査報告書で示された指摘事項等を踏まえ、別添のとおり「体調不良者等に係る仮放免運用指針」を策定しましたので、令和4年1月1日から実施されたく通達します。

なお、本年8月24日付入管庁警第128号「容態観察を必要とする体調不良者に係る仮放免判断の在り方について (指示)」は、本通達の実施日をもって廃止します。

添付物

体調不良者等に係る仮放免運用指針

体調不良者等に係る仮放免運用指針

1 体調不良者等

本指針において、「体調不良者等」とは、入国者收容所又は地方出入国在留管理局・支局（以下「各官署」という。）に收容されている者（以下「被收容者」という。）であって、入国者收容所長又は主任審査官（以下「所長等」という。）が、以下の状態のいずれかにあると認めた者をいう。

（１）検査又は診察の結果、器質的疾患又は精神的疾患が確認された被收容者のうち、下記ア又はイのいずれかに該当する者

ア 加療が必要であり、かつ、各官署における医療資機材及び人的体制に鑑み、收容継続によって、生命を保つことができないおそれ又はその健康状態を大きく害するおそれがある旨の医師の所見が付された者

イ 食事、シャワーやトイレの使用等の日常生活動作に対する援助が必要である旨の医師の所見が付された者

（２）外部の医療機関に入院している者

（３）医師による治療を継続的に受けているにもかかわらず、治癒の見通しが立たず、かつ、治療が長期に及ぶ旨の医師の所見が付された者

（４）その他、継続的に健康状態を注視する必要がある者

2 体調不良者等に係る仮放免の基本方針

（１）前記１（１）に該当する体調不良者等について

所長等は、当該体調不良者等が仮放免を許可することが適当とは認められない者（平成３０年２月２８日付け法務省管警第４３号「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」の別添「仮放免運用方針」１（２）の注３①から⑧までに該当する者をいう。）であっても、收容余力の有無にかかわらず、申請により又は職権で、仮放免を許可するものとする。

ただし、外部医療機関に入院させるなどの適当な措置を講じた場合は、この限りではない。

（２）前記１（２）から（４）までに該当する体調不良者等について

所長等は、当該体調不良者等の体調不良の内容等を踏まえて速やかに仮放免を許可する必要があると認めた場合を除き、後記４（３）の本庁の回答を踏まえて仮放免の許否を判断するものとする。

（３）所長等は、前記（１）及び（２）の判断に当たっては、健康状態の推移や各官署における医療的対応の状況等も考慮するものとする。

3 体調不良者等に係る仮放免の具体的運用における留意事項

- (1) 仮放免関係決裁者等（仮放免取扱要領（令和3年12月2日付け改訂版）第8条第1項記載の決裁者及び所長等をいう。）及び関係部署は、日頃から連携して情報交換・共有を行うなどして、被収容者の健康状態を継続的かつ的確に把握するものとする。
- (2) 所長等は、体調不良者等を認めたときは、仮放免許可申請の有無にかかわらず、速やかに、他の仮放免関係決裁者等及び関係部署にその旨周知するものとする。
- (3) 仮放免担当首席審査官（入国者収容所にあつては総務課長。以下「首席審査官等」という。）は、体調不良者等若しくはその者の代理人等から仮放免許可申請を受理した場合又は仮放免許可申請を行っていた被収容者が体調不良者等に該当することとなった場合は、速やかに、処遇担当首席入国警備官（以下「首席入国警備官」という。）に対し、当該体調不良者等の最新の健康状態等に関する情報提供を依頼するものとする（別添1参照）。
- (4) 前記（3）の依頼を受けた首席入国警備官は、速やかに、当該体調不良者等に係る最新の健康状態等に関する情報を首席審査官等に回答するものとする（別添2参照）。

また、首席入国警備官は、前記の回答に当たっては、常勤又は非常勤医師に意見照会するなど適宜の方法により、収容継続の可否その他参考事項について医師の見解を得るよう努めるものとする。
- (5) 所長等は、体調不良者等に係る仮放免の判断に当たっては、自らの目で確認するなどして、当該体調不良者等の健康状態等を正確に把握した上で、仮放免の保証金の額及び条件を含め仮放免の許可を判断するものとする。
- (6) 所長等は、当該体調不良者等の医療機関への受診予定が決まっていたとしても、当該者の体調不良の状況によっては、その診断結果を待つことなく、直ちに仮放免の許可を判断するほか、親族・知人等による仮放免後の生活の支援や住居の確保等の見通しを能動的・積極的に確認するなど必要な情報収集を尽くすものとする。

4 本庁への報告等

- (1) 所長等は、体調不良者等を認めたときは、当該体調不良者等の人定事項及び体調不良の状況について、適宜の方法により本庁に速報した上、その後、収容継続の要否及び今後の措置方針を検討し、別添3の様式により本庁に報告するものとする（扱い：警備課仮放免係）。
- (2) 所長等は、前記（1）で本庁に報告した体調不良者等について、報告後に、収容継続の要否の判断について考慮すべき事情（健康状態に変化があったとき、収容継続の可否について医師の言及があったとき、仮放免許可申請があったときなど）が生じた場合は、その都度、別添3の様式により本庁に報告するものとする。

る。

- (3) 本庁においては、前記(1)及び(2)の報告における所長等の意見を踏まえて収容継続の要否を検討し、報告を受けてから(追加報告を受けた場合はその日から)おおむね7日以内に、検討結果を所長等に回答するものとする。

ただし、所長等は、当該体調不良者等の体調不良の内容等を踏まえ、必要と認めるときには、本庁の回答を待たずとも、その者の仮放免を許可することができる。

- (4) 所長等は、前記(1)及び(2)で本庁に報告した体調不良者等について、仮放免の可否の判断を行った場合は、その結果及び理由を別添3の様式により本庁に報告するものとする。

添付物

- 1 診療状況等照会書
- 2 診療状況等回答書
- 3 体調不良者等の収容継続に係る検討状況表

別添 1

事 務 連 絡
令和〇年〇月〇〇日

〇〇部門首席入国警備官 殿

〇〇部門

首席審査官 〇〇 〇〇

診療状況等について（照会）

下記 1 の者に係る仮放免許可申請の可否の判断に当たり、必要がありますので、下記 2 の期間における下記 3 の事項につき、調査の上、速やかに回答願います。

記

1 被收容者身分事項

国籍・地域

氏名（性別）

生 年 月 日

入 所 日

〇〇令書番号

2 調査期間

令和〇年〇月〇日から照会日まで

3 調査事項

（1）庁内診療・外部病院連行の実施の有無（受診事実がある場合、診療簿又は診療結果報告書など診療状況が分かるものの写しを添付願います。）

（2）臨床心理士等のカウンセリングの実施の有無

（3）收容継続に係る医師の所見

（4）その他参考事項

【担当者】

〇〇部門（仮放免担当）：〇〇 〇〇（内線〇〇）

別添 2

事 務 連 絡

令和〇年〇月〇〇日

〇〇部門首席審査官 殿

〇〇部門

首席入国警備官 〇〇 〇〇

診療状況等について（回答）

令和〇年〇月〇日付け事務連絡をもって照会のありました〇〇人〇〇〇に係る診療状況等について、下記のとおり回答します。

記

1 庁内診療・外部病院連行の状況

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 カウンセリングの実施日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

3 収容継続に係る医師の所見

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 その他参考事項

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

添付物

1 被収容者診療簿写し

〇部

2 診療結果報告書写し

〇部

3 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

体調不良者等の収容継続に係る検討状況表

[illegible]